



しあわせ信州

長野県(企画部・農政部)プレスリリース 平成 25 年(2013 年)11 月 11 日

ホテル・旅館、百貨店、飲食店等における料理メニューや食品について適正表示の徹底を要請しました

このところ、ホテル・旅館、百貨店、飲食店等において提供される料理のメニューにおいて、実際に使用した食材とは異なる表示が行われていたことが問題となっております。

本県においても、ホテル、飲食店で同様の事実が確認されたため、下記のとおり、本日、関係団体に対して構成員への適正表示の周知徹底を要請しました。

1 要請内容

別紙のとおり

2 要請先

長野県旅館ホテル組合
長野県生活衛生同業組合連合会
一般社団法人長野県食品衛生協会
一般社団法人長野県調理師会
長野県スーパーマーケット連絡会

この取り組みは、しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）の政策推進の基本方針「2 豊かさが実感できる暮らしの実現」に基づくものです。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画推進中）

企画部生活文化課消費生活室企画指導係
（室長）逢沢正文（景表法担当）北澤健介
電話：026-223-6770（直通）
026-232-0111（代表）内線 142501
FAX：026-223-6771
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

農政部農業政策課企画係
（課長）山本智章（JAS 法担当）池田敦
電話：026-235-7213（直通）
026-232-0111（代表）内線 3017
FAX：026-232-7393
E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp

25 生消第 97 号
25 農政第 345 号
平成 25 年（2013 年）11 月 11 日

長野県旅館ホテル組合会会長
一般社団法人長野県生活衛生同業組合連合会会長
一般社団法人長野県食品衛生協会理事長 様
一般社団法人長野県調理師会会長
長野県スーパーマーケット連絡会会長

長野県企画部長
長野県農政部長

飲食店等における料理メニューや食品に係る適正表示の徹底について（依頼）

平素、本県の消費者行政に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、ホテル・旅館、百貨店、飲食店等（以下「飲食店等」という。）において提供される料理等のメニュー表示について、実際に使われていた食材とは異なる表示が行われていたことが大きな問題となっており、本県でも同様の事実が確認されています。

実際のメニュー等よりも著しく優良であると示す表示で、一般消費者による自主的かつ合理的な商品選択を阻害する表示については不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）の不当表示として禁止されています。

また、弁当、惣菜など、飲食店等とは別の場所にあるセントラルキッチン（集中調理施設）から配送されたものを販売する場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下、「JAS法」という。）に従って適正に表示する必要があります。

さらに、本県は観光県でもあり、不適正な表示によって観光客の信頼を失うことがあってはなりません。

つきましては、貴団体におかれましては、飲食店等におけるメニューや食品表示に対する消費者の信頼に応える立場から、景品表示法やJAS法等の食品表示に関連する法令の一層の遵守に努めていただくとともに、添付資料を参考の上、構成員の皆様に対して適正表示の周知を徹底していただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

景品表示法の不当な表示の考え方及びメニュー表示等の食品表示に係る過去の違反事例
〔11月8日付け消費者庁公表資料〕

企画部生活文化課消費生活室企画指導係
逢沢正文（室長）北澤健介（景表法担当）
電 話 026-232-0111（内線 142501）
026-223-6770（直通）
ファクシミリ 026-223-6771
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

農政部農業政策課企画係
山本智章（課長）池田敦（JAS法担当）
電 話 026-232-0111（内線 3017）
026-235-7213（直通）
ファクシミリ 026-235-7393
E-mail nosei@pref.nagano.lg.jp